第

6707

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

6月 22日 火曜日 (2021年)令和3年

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 印紙税の取扱い

◇:契約書等には印紙を貼らないといけな いそうですが、貼らない場合はどうなります か?

A:次のようになります。

【解説】

印紙税は、契約書や領収書、手形など一定 の文書に対して課される税金です。

文書を作成した者が定められた金額の収 入印紙を文書に貼り付け、これに消印をして 納付します。

印紙税が課される文書の作成者が印紙税 を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課 されることを知らなかったり、収入印紙を貼 り忘れた場合であっても、納付しなかった印 紙税の額の3倍(収入印紙を貼っていなかっ たことを自主的に申し出たときは1.1倍)の 過怠税が課せられます。

この過怠税は、法人税の損金や所得税の必 要経費に算入されませんので注意してくだ さい。

また、文書に貼り付けた収入印紙は消印し なければならず、消印しなかったときは、そ の消印しなかった収入印紙の金額と同額の 過怠税が課されます。

なお、印紙税を納付する必要がない文書に 誤って収入印紙を貼って印紙税を納付した り、印紙税として定められた金額を超えた収 入印紙を文書に貼って納付した場合には、

「印紙税過誤納確認申請書」とその過誤納に なっている文書を所轄の税務署に提出すれ ば、印紙税の還付を受けることができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







